

坂井市商工会 商業・工業部会 講演会が開催されます！

『ウクライナ情勢による、日本経済への影響』

日 時：10月26日（木）15時より講演開始
 場 所：いねす 交流ホール（坂井市坂井町蔵垣内34-14-1）
 講 師：星 浩 氏（コメンテーター）
 同封のチラシからお申込みください！



B C P（事業継続計画）の作成を支援します

いつ起るか分からぬ自然災害や感染症などの緊急事態の発生は、企業の事業継続に重大な影響を与え、最悪の場合、廃業へと追い込まれる可能性もあります。そこで、緊急事態発生後も事業を早期に復旧・再開させるため、事前に緊急事態を想定し、準備をしておくことが大切です。このような考え方に基づき、あらかじめ事業の優先順位や代替策などを定めておく計画がB C P（Business Continuity Plan = 事業継続計画）です。

▶ B C P（事業継続計画）策定のメリット

- ・従業員の命を守る
- ・企業が重点業務を中断せずに、あるいは中断しても早期に重要業務を再開し、経営上の損失を最小限に抑える
- ・取引先の信用力向上
- ・企業の社会的責任の貢献
- ・従業員の意識の向上

▶ 事業継続力強化計画認定制度について

「事業継続力強化計画認定制度」とは、中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画（事業継続力強化計画）を経済産業大臣が認定する制度です。認定企業は、税制優遇や金融支援、補助金の加点といった支援策が受けられます。

商工会では、B C P（事業継続計画）の作成支援をしています。
 お気軽にご相談ください。



福井県警察からのお知らせ

技術流出防止に関するコンテンツの御紹介

警察では、技術流出防止に向けて、
 ウェブサイトを開設しているほか、パンフレットや動画などのコンテンツを公表しています。
 社員研修等に御活用ください。

WEB

MEMO ➤ 情勢や事例・対策を紹介（パンフレット、動画も掲載）
 ➤ 警察庁WEBサイト
 「メニュー」→「各部局から」→「警備局」
 →「技術流出の防止に向けて」

MEMO ➤ 情勢や事例・対策を紹介（パンフレット、動画も掲載）
 ➤ 警察庁WEBサイト
 「メニュー」→「各部局から」→「警備局」
 →「技術流出の防止に向けて」

動画

警視庁 <前編> <中編> <後編>

PRIDE×ORDER
警視庁公安部 presents 真わる日本の技術

MEMO ➤ 新たな技術の開発に熱を注ぐシステムエンジニア（俳優：のん）は、警察官（俳優：竪利夫）と共に、迫り来る買から企業を守れるのか。
 ➤ 警視庁HP、YouTube警視庁公式チャンネルに掲載（期限：2023.11.8）

MEMO ➤ ドラマ 計約30分
 新たな技術の開発に熱を注ぐシステムエンジニア（俳優：のん）は、警察官（俳優：竪利夫）と共に、迫り来る買から企業を守れるのか。
 ➤ 警視庁HP、YouTube警視庁公式チャンネルに掲載（期限：2023.11.8）

技術流出に関する動向等を把握した際は、
 福井県警察本部公安課又は坂井警察署
 に御相談ください。



福井県警察 検索
<https://www.pref.fukui.lg.jp/kenkei/doc/kenkei/keizaijanpo.html>



〔第 158 号〕

発 行 坂 井 市 商 工 会

本 所 坂井市坂井町下新庄第2号10番地1
 坂井支所 TEL 0776-66-3324 FAX 0776-67-7023
 三国支所 坂井市三国町北本町3丁目2番12号
 TEL 0776-82-5055 FAX 0776-81-7055
 春江支所 坂井市春江町江留下相田35-1
 TEL 0776-51-2211 FAX 0776-51-5596
 丸岡支所 坂井市丸岡町一本田第5号76番地
 TEL 0776-66-6555 FAX 0776-66-0300

坂井市電気・ガス等価格高騰対策支援金のご案内

坂井市では、エネルギー料金高騰に伴う影響を受けている事業者で、県の電気・ガス価格高騰緊急対策による支援の対象外となっている事業者を支援します。

対象者	県内に本社を有し、法人市民税または個人市民税の納税地が坂井市である事業者で、以下の①～③の要件をすべて満たす者。	
①高圧電力、特別高圧電力の契約、または工業用のガスの契約をしている。		
②令和5年4月～9月までのいずれか1ヶ月の電気・ガス料金が前年同月に比べ増加している。		
③「福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金」を受給していない。		
支援金	市内事業所における上記②の月額増加額	1事業者あたりの給付額
	10万円以上	20万円
	5万円以上10万円未満	10万円
	5万円未満	5万円
受付期間	令和5年10月16日（月）～12月25日（月）※消印有効	
申請書類等の入手方法	坂井市ホームページからダウンロード	
申請方法	【郵送のみ受付】〒919-0599 坂井郵便局留め 坂井市エネルギー価格高騰対策支援金事務局宛て	
問い合わせ先	坂井市エネルギー価格高騰対策支援金事務局 TEL: 0776-50-1212 【受付時間】9:00～17:00 ※土日・祝日を除く	

交付要領については、
 坂井市のホームページで
 ご確認ください。



福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金申請期間が延長されました。

対象者	法人税または所得税の納税地が福井県内である事業者で、以下の①～③の要件をすべて満たす者。	
①高圧電力、特別高圧電力の契約、または工業用のガスの契約をしている。		
②前決算期における費用に占める電気・ガス料金の割合が3%以上（※10月3日より拡充）		
③令和5年4月から9月までのいずれか1ヶ月の電気・ガス料金が前年同月に比べ増加している。		
支援金	県内事業所における上記③の月額増加額	1事業者あたりの給付額
	10万円以上	60万円
	5万円以上10万円未満	30万円
	5万円未満	15万円
受付期間	令和5年5月15日（月）～11月15日（水）※消印有効	
申請方法	福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金の専用ホームページ（ https://fukuidenkigasutaisaku.jp/ ）の申請フォームより申請	
問い合わせ先	福井県電気・ガス給付金コールセンター TEL: 0776-97-6620 （受付時間）9:00～16:30 ※平日のみ	

要項や提出書類については、
 福井県のホームページで
 ご確認ください。



福井県の最低賃金が改定されました！

令和5年10月1日（日）より、福井県の最低賃金が改正され、福井県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

福井県最低賃金	
時間額（）は改定前	効力発生日
931円（888円）	令和5年10月1日

ただし、下表の福井県内産業の基幹的労働者とその使用者については、該当する特定最低賃金が適用されます。

福井県内の特定最低賃金			
特定最低賃金件名	時間額（）は改定前	効力発生日	特定最低賃金の適用除外業務 ※下記に掲げる業務に主として従事する者は「福井県最低賃金」が適用されます
紡績業、化学繊維、織物、染色整理業		令和5年10月1日からは 福井県最低賃金 931円（888円）が適用されます。	
繊維機械、金属加工機械製造業		令和5年10月1日からは 福井県最低賃金 931円（888円）が適用されます。	
電気機械器具製造業（略称）		令和5年10月1日からは 福井県最低賃金 931円（888円）が適用されます。	
百貨店、総合スーパー <small>衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれかが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上ものもの</small>		令和5年10月1日からは 福井県最低賃金 931円（888円）が適用されます。	
◆各特定最低賃金共通の適用除外 <small>「福井県最低賃金」が適用されます</small>			ア 18歳未満又は65歳以上の者 イ 雇入れ後6ヶ月未満で技能習得中のもの （技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ計画性があり、担当者又は責任者が定められているなど、一定の要件を具备している者に限ります。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。） ウ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (月間総実労働時間の半分以上を清掃、片付けの業務に従事する者)

▶お問い合わせ先 福井労働局 労働基準部 賃金室 (TEL) 0776-22-2691

男性育休促進企業奨励金のご案内

福井県では、男性が育児休業を取得しやすい職場環境整備や育児休業取得期間の長期化を促進する企業を応援するため、男性労働者が通算15日以上の育児休業を取得した企業に対して、1社あたり最大602万円の奨励金を支給します。

【奨励金の対象事業主】※①～④の要件をすべて満たすこと。

- ①県内に本社または事業所を有する雇用保険適用事業所であること
- ②「ふく育応援団」従業員応援企業に登録し、男性が育児休業を取得しやすい職場環境整備に向けた具体的な取組を行う旨の宣言を行っていること
- ③就業規則等に育児休業制度および育児休業にあたって代替労働者の業務見直しに取り組む旨を規定し、当該規定に基づき業務体制を整備していること
- ④「とるだけ育休」を防ぐため、労働者に対して、育児休業中の過ごし方等に関する情報提供等を行っていること

【奨励金の種類と奨励金額】※いずれか1つの取組だけでも申請可能です。

- | | |
|---------------|--------------|
| ①代替人員確保奨励金 | 13万円/15日あたり |
| ②同僚への応援手当奨励金 | 最大5万円/15日あたり |
| ③育休取得者への手当奨励金 | 最大5万円/15日あたり |
| ④長期の育休取得奨励金 | 50万円（定額） |

奨励金の詳細については、福井県のホームページ

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kodomo/dansei199-syoreikin.html>) でご確認ください。



小規模事業者持続化補助金第14回の申請受付が始まりました！

持続化補助金って何？

小規模事業者が経営計画・事業計画を自ら作成し、それらに基づいて実施する販路開拓の取組み等の経費の一部を補助することができます。

【補助金額等】

類型	通常枠	賃金引上げ枠※1	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率				2/3	
補助上限	50万円			200万円	
インボイス特例					インボイス特例の要件を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ

(※1) 賃金引上げ枠のみ、赤字事業者については補助率3/4

【対象経費】 機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費(※2)、委託・外注費等

(※2) ウェブサイト関連費は、補助金交付申請額の1/4が上限かつ、ウェブサイト関連費のみによる申請はできません。

【活用事例】

- ・省人化・効率化につながる機械装置類を導入し、周知。
- ・テイクアウト事業強化に向けた冷凍機導入や商品パッケージの刷新及びチラシによる周知。
- ・新商品開発費用およびネット販売開始のためのホームページ作成。

【募集期限とスケジュール】 第14回受付締切：2023年12月12日（火） [※締切当日消印有効]

※申請書類のうち、「事業支援計画書（様式4）」は商工会で計画書を確認した上で発行するため、公募要領をご確認の上、12月5日（火）までに申請手続きできるよう時間に余裕をもって最寄りの商工会までご相談ください。
公募要領、申請様式等の詳細については、福井県商工会連合会のホームページをご覧ください。

福井県商工会連合会



IT導入補助金のご案内

IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金です。

【補助対象者】 中小企業・小規模事業者

※申請する場合は、IT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請することが必要となります。

【補助対象経費】 ソフトウェア購入費、クラウド利用料、ITツール導入関連費など

【補助金額】 5万円～450万円

【補助率】 1/2～3/4以内 ※申請枠や類型により要件や補助金額、補助率が異なります。

- ・インボイス発行の手間を効率化するため「会計ツール」を導入し、出納管理を自動化。
- ・「勤怠・労務管理ツール」を導入し、タイムカードを廃止することで作業効率を向上。

募集スケジュール・申請枠や類型の詳細については、IT導入補助金のホームページをご覧いただき、ITベンダー・サービス事業者とご相談の上、進めてください。

IT導入補助金HP <https://it-shien.smrj.go.jp/>

